

令和3年 第12回 琴浦町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年11月25日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名  
（高力委員、黒松委員）

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第41号 琴浦町学校運営協議会規則の制定について

議案第42号 令和3年度（12月定例議会）補正予算要求について

議案第43号 財産の取得について（斎尾廃寺跡保存・活用用地）

6 報告事項

報告第7号 町指定文化財河原地蔵尊の管理者変更について

7 その他

・教育委員会中間評価について

8 閉 会

定例会：令和3年12月 日（ ） 時 分～

議案第41号

琴浦町学校運営協議会規則の制定について

琴浦町学校運営協議会規則を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和3年11月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

## 琴浦町教育委員会規則第 号

### 琴浦町学校運営協議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置と運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関わる基本方針及びその運営支援について協議する機関として、琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域住民及び当該校保護者等が学校運営に参画することにより、以下の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域住民及び保護者等と学校が信頼関係を深め、地域に信頼され地域と協働する学校づくりを推進すること。
- (2) 児童又は生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、地域住民及び保護者等の意向を学校運営に反映させ、特色ある学校づくりを推進すること。
- (3) 学校・家庭・地域社会の役割と責任を明確にしながら相互に教育力を高め、協働して、学校運営の改善や児童又は生徒の健全育成に取り組むこと。

#### (設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象となる学校の校長の意見を聴くとともに、対象となる学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 協議会を設置する学校(以下「対象学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針(以下「基本方針」という。)を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 学校評価に関すること。
- (3) その他校長及び協議会会長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、以下の事項について意見を述べることができる。

- (1) 協議会の目的を踏まえた建設的な意見に限ること。
- (2) 個人を特定しての意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ること。

(3) 職員の採用その他の任用に関して述べる意見は、特定の個人に係るもの、分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定などに関する事項を除く意見であること。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用等に関して教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取の上、教育委員会を經由し、鳥取県教育委員会に対して意見書を提出することにより行うものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 対象学校の校長は、毎年度終了後速やかに教育委員会に対し、協議会の運営状況等についての評価を報告しなければならない。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営及び教育活動について、地域住民等の理解、協力及び積極的な参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、地域住民及び保護者等の理解を深めるため、協議会の運営状況について、情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15名以内とし、次の各号のいずれかに掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の地域住民
- (2) 対象学校の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の委員の任命においては、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為を行い、その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となること。
- (2) 営利行為、政治活動及び宗教活動等に、委員としての地位を不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、琴浦町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年琴浦町条例第44号)の規定によるものとする。

(協議会の役員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長若干名

2 役員は、委員の互選により、選出する。

3 対象学校の校長及び教職員を、会長又は副会長に選出することはできない。

4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(協議会の招集)

第13条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が校長と協議の上、招集する。

2 会議は、年4回程度開催するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

3 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

(会議)

第14条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じ、議事に関連する学校の教職員及び地域住民等の出席を求めることができる。

4 校長は、関係職員を会議に出席させることができる。

5 会長は、会議録を作成し、会議資料とともに保存する。

(会議の公開)

第15条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営についての的確な把握を行わなければならない。また、必要に応じて指導及び助言等の適切な支援を行うことができる。協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報提供及び説明に努めるものとする。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認める場合には、当該委員を解任することができる。

(1) 本人からの辞任の申出があったとき。

(2) 第9条に反したとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則等に反しない範囲において、運営に関する事項を定めることができる。

(協議会の庶務)

第20条 協議会の庶務は、協議会が定めた者が処理する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



議案第42号

令和3年度（12月定例議会）補正予算要求について

令和3年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和3年11月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

■令和3年度 歳出予算要求【12月定例議会:補正第8号】

人権・同和教育課  
事業

款	項	目	事業
12 諸支出金	1 諸費	1 国県支出金返納金	1155国県支出金返納金
補正要求額	436 千円	436 千円	令和2年度鳥取県隣保館運営費等補助金返納金 交付決定額 10,958千円 確定見込額 10,522千円
23 償還金、 利子及び割 引料			

合計要求額 436 千円

## 議案第43号

### 財産の取得について（斎尾廃寺跡保存・活用用地）

次のとおり、斎尾廃寺跡保存・活用用地を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

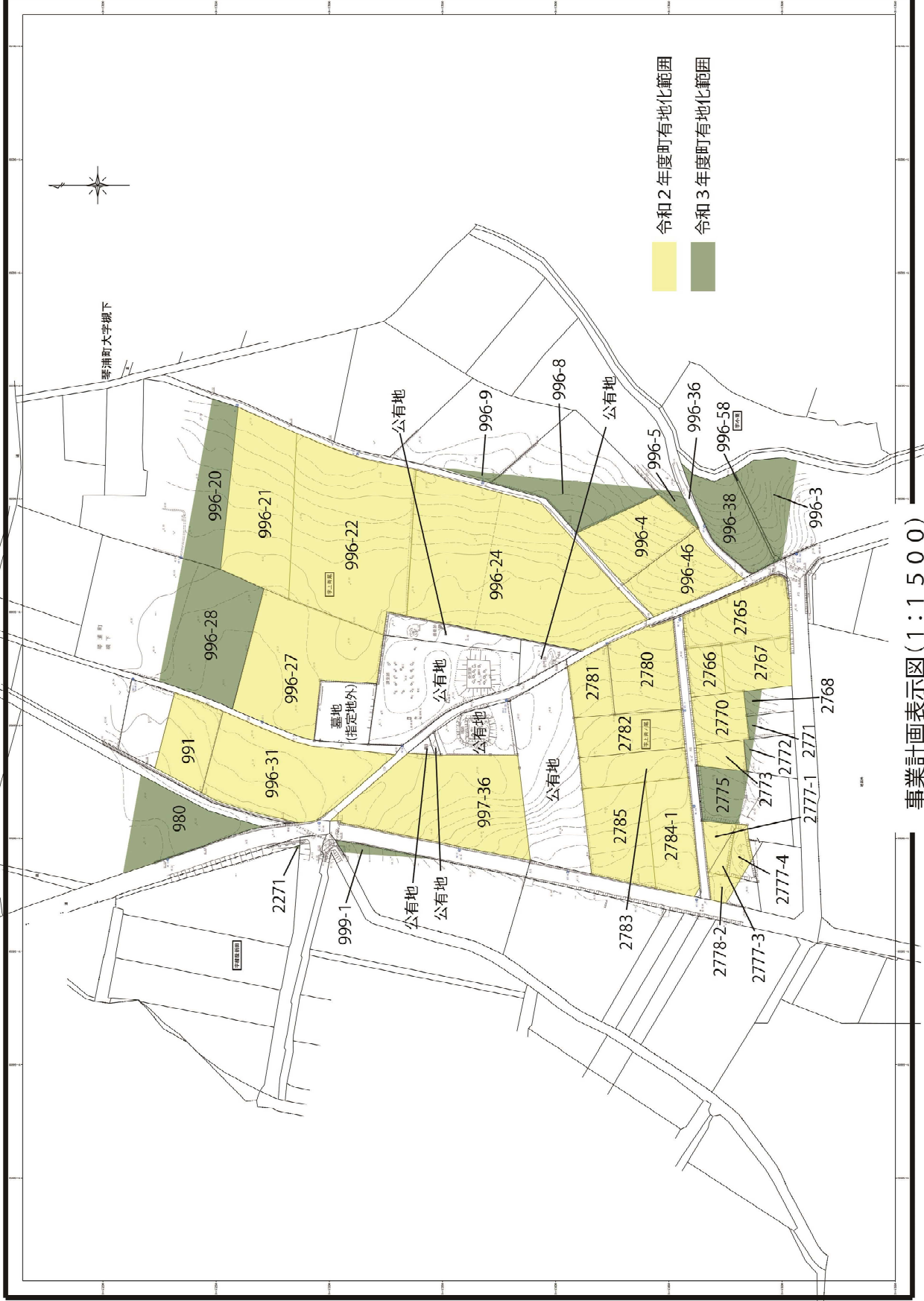
- 1 取得財産名 斎尾廃寺跡保存・活用用地
- 2 取得場所 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下980番地 ほか14筆
- 3 取得面積 74941.01 m<sup>2</sup>
- 4 買収金額 一金 22,710,933 円
- 5 契約者 個人14名、一般企業1社

令和3年11月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和3年度特別史跡齋尾廃寺跡追加指定地買上げ対象地一覧表

番号	(所在地)地番	地目	面積	
1	琴浦町大字槻下 字上齊尾 980番	田	1133.94	m <sup>2</sup>
2	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番3	畑	671.98	m <sup>2</sup>
3	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番5	畑	104.88	m <sup>2</sup>
4	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番8	畑	830.53	m <sup>2</sup>
5	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番9	畑	79.00	m <sup>2</sup>
6	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番20	畑	1026.72	m <sup>2</sup>
7	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番28	畑	1984.63	m <sup>2</sup>
8	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番38	畑	875.00	m <sup>2</sup>
9	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番58	用悪水路	53.00	m <sup>2</sup>
10	琴浦町大字槻下 字上齊尾 999番1	畑	124.24	m <sup>2</sup>
11	琴浦町大字槻下 字紺屋新田 2271番	田	2.25	m <sup>2</sup>
12	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2768番	畑	73.20	m <sup>2</sup>
13	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2771番	畑	37.14	m <sup>2</sup>
14	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2772番	畑	38.64	m <sup>2</sup>
15	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2775番	雑種地	458.86	m <sup>2</sup>
計			7,494.01	m <sup>2</sup>



事業計画表示図(1:1500)

## 報告第7号

### 町指定文化財河原地蔵尊の管理者変更について

次のとおり、町指定文化財河原地蔵尊の管理者変更にかかる届出がありましたので報告します。

- 1 文化財名称 河原地蔵尊
- 2 員 数 一躰
- 3 指定年月日 昭和45年2月10日
- 4 変更年月日 令和3年11月8日
- 5 変更前管理者 八幡町
- 6 変更後管理者 赤碕財産区
- 7 変更理由 昭和45年の指定の際、地区にある文化財のため、管理者として指定申請を行ったが、地区での管理が困難なため、管理者の変更を行う。

令和3年11月25日 報告

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治